

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【41】

2. 日時：令和3年12月16日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他14名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁ナカムラです。それでは島根 2 号機のレセコンヒアリング開始したいと思います。説明の方よろしく願います。
0:00:13	はい。中国電力の藤木です。はい。では本日、中央、
0:00:19	中央制御室の所機能に関する説明ということで説明しますということで、説明をさせていただきます。まず資料番号の確認をさせていただきます。資料番号がNS2 他 02。
0:00:33	NS2.1054。
0:00:37	NS2.1054 括弧費。
0:00:41	NS2 歩 009。
0:00:44	解 0 になって、以上となっております。お手元の資料に不足等ございませんでしょうか。
0:00:50	規制庁中間です。大丈夫です説明願います。
0:00:54	はい。中国電力藤木です。ありがとうございます。それでは本日の説明の流れですけれども、先行プラントの比較表をベースにご説明させていただければと思います。また補正時からの変更箇所がございます、
0:01:07	適正かーのリストを
0:01:10	作って、作成しておりますが、基本的に文言修正が中心となっておりますので、補正箇所の主修正箇所も含めて比較表の中で、各ページごとに説明させていただきたいと思います。
0:01:22	また、本日の説明来地方生活の機能の中、説明の中で有毒ガス防護以外と、それ以外の方で資料が大きく分かれておりますけれども、ちょっと続けてまずご説明させていただければと思います。
0:01:37	はい。それではNS2.1054 括弧非先行プラントとの比較。
0:01:43	との記載との比較表を用いてす。
0:01:45	先行プラントとの相違点について説明させていただきます。
0:01:50	2 ページをお開きください。
0:01:52	備考欄一つ目の相違点。
0:01:55	東海第 2 との相違点ですが、島根 2 号機では、申請範囲に有毒ガス防護含むため、記載が相違しております。
0:02:03	3 ページ目をお願いします。
0:02:06	まず、補正時からの変更箇所を黄色のハッチングで示しております。
0:02:10	3 ページ目の補正時からの変更箇所は、ページ下ごとにあります。ページ番号 9 というふうに変わっているところになります。一部資料を修正したことによってページ番号変わったことによる修正になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	なお補正時からの修正箇所については、お配りしております資料番号NS2 億 02 記載適正化箇所のリストに、すべて記載しております。
0:02:33	続いて、先行プラントのとの比較、相違点として、一つ目。
0:02:40	東海第 2 との相違点になりますが、島根 2 号機の中央制御室は 12 号機で共用しますので、記載が相違しております。
0:02:49	が同じ理由による、そういう点は①の相違と記載しております。
0:02:53	二つ目、東海第 2 ヶ所。
0:03:06	略させていただきます。
0:03:08	三つ目の相違点は一つ目と同同様のため、割愛させていただきます。
0:03:12	四つめ東海第 2 柏崎 7 号との相違点ですが、
0:03:17	島根 2 号機の監視カメラは、津波監視カメラと、構内監視カメラで構成されており、設備構成が相違しております。
0:03:25	以下、同じ理由による相違は、②の相違と記載しております。
0:03:29	五つ目、柏崎 7 号との相違点ですが、島根 2 号機の酸素濃度及び二酸化炭素濃度は別々の計器で測定する設計としております。
0:03:40	以下同じ理由による相違は、③の相違と記載しております。
0:03:44	行かないように変わっ関わりない動きや、体裁レベルの修正については説明は、
0:03:50	一つはしっかりさせていただきたいと。
0:03:52	4 ページ目をお願いいたします。
0:03:57	一つ目の、東海第 2 との相違点ですが、島根 2 号機の待避室内における通信連絡設備の構成の相違により記載が相違しております。
0:04:06	以下同じ理由による相違は④の相違と記載しており、
0:04:09	5 ページ目をお願いします。
0:04:12	5 ページ目の補正時からの、
0:04:14	修正箇所ですが、本資料は、と記載しておりましたが、
0:04:19	先行プラントの記載も参考にして、今回はというふうに修正をしております。
0:04:25	また、
0:04:26	5 ページ目の 1 ポツ概要の年までの記載について一部訂正があります。
0:04:32	一つ目のパラグラフの中ほどに、括弧原子炉制御室括弧以下、中央制御室という、
0:04:40	そういうふうに記載しておりますが、ここの記載については 1 号機との共用の記載が抜けておりますので、共用の記載を追記させていただきたいと思ます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	そういう理由に記載している 2 号機は単号機申請ということ自体は間違いはないのですが、そもそもの中性月の供用状態としては、1 号機の共用があるというのが正しい。
0:05:00	なっておりますので、共有の記載を追記することで周知をさせていただきます。
0:05:06	続いて相違点二つ目、三つ目の箇所は東海第 2 との相違点をすでに説明済みとなっておりますので割愛させていた
0:05:15	一番下四つ目ですが、柏崎 7 号との相違点になります。
0:05:18	有毒ガス防護について、括弧 2 というふうな形で別立てとして記載している。その構成自体は、島根と、
0:05:27	柏崎と同じになるんですが、当該記載構成について追記している点で記載の構成が相違しております。
0:05:34	6 ページ目をお願いします。
0:05:37	6 ページの補正時からの修正、変更箇所ですが、1 点目、中央制御室外の火災というふうな理解な記載を火災等、
0:05:47	に表現を適正化修正しております。
0:05:50	2 点目は、もともとは、操作雰囲気悪化の後に、及び凍結というのを記載しておりましたが、凍結についても操作雰囲気悪化に含まれると整理し、現在の箇所に修正して、
0:06:02	3 点目は表現をせ、先行の、
0:06:05	財務、参考に操作できるを操作することができるというふうに修正したものとなります。
0:06:11	次に先行プラントとの相違点として、一つ目、東海第 2 との相違点は、説明のため開催。
0:06:18	一つ目の
0:06:20	柏崎 7 号との相違点ですが、島根 1 号機については廃止措置段階であることから記載が相違しているものになります
0:06:28	二つ目の柏崎との相違点ですが、この後の三方Ⅱシリーズに中央制御室機能の詳細設計というふうなものがございまして、その中の 3.1 中央制御室の共用、
0:06:39	にて詳細な記載がありますので、記載場所が相違しているものになります。
0:06:44	三つ目の、
0:06:45	そういう点はね、
0:06:46	片やしていた。
0:06:49	次に 7 ページ目をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:53	7 ページの補正時からの変更箇所ですが、一つ目が、気象観測設備の共用に関する記載を追記しております。
0:07:01	説明は重大事故等というふうにもともと記載しておりましたが、設置許可の基準規則の 59 条や、技術基準規則第 74 条の要求にあたる記載になりますので、炉心の著しい損傷に修正しております。
0:07:17	一つ、そういう点、
0:07:19	一つ目の仮称瀧田の相違点ですが、島根 2 号機は現状監視カメラを他号機と共用しないと。
0:07:25	セキになっておりますので
0:07:27	記載が相違しております。
0:07:29	二つ目の東海第二傘柏崎 7 号との相違はカメラの電源構成の相違によるものになります。
0:07:35	三つ目の柏崎との相違点ですが、島根 2 号機で使用する空調は常設の空調であることによる記載の層になります。
0:07:44	四つめの柏崎との相違点は、複数の箇所の相違理由となりますが、6、になります、
0:07:53	島根 2 号機は中央制御室遮へいを除けば、複数号機と共用しない設計としておりますので、共用しない設備については、当該記載部分に実践をしております。
0:08:06	以下同様の理由によるそういう箇所は、ひとつ説明を割愛させていただいており
0:08:11	いただきます。
0:08:13	五つ目の東海第 2 との相違点ですが、中央制御室、
0:08:17	差圧計の有無について、になります。島根 2 号機は中央制御室のサービス化を正圧化を確認するために、ササキを使用するために記載しているというものになります。
0:08:28	8 ページ目をお願いします。
0:08:31	8 ページの補正時からの変更箇所ですが、弊社内の記載ルールに従い、共用設備の所得合計を記載追記しております。
0:08:39	一つ目。
0:08:40	東海第 2 柏崎 7 号との、
0:08:42	そういう点ですが、3 ポツの中央制御室機能の詳細設計において、これら JAL の設備につきましても、居住性の確保という設備の中で記載していること、ことから、そことの、
0:08:54	整合を図るため、こちらのきつい記載をしております。おるものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:59	9 ページ目をお願いします。
0:09:01	一つ目の仮称東海第 2 ヶ所的な号との相違点を説明済みのため割愛させていた
0:09:09	ここで一旦説明者を終わりたいと変わります。
0:09:12	はい。中国電力河口です。
0:09:15	3.2、
0:09:17	の中央制御室の制御盤等の記載ですが、まず、3.2. 19 を制御室の制御盤等の構成のところの部分ですが、この頭部分に、私まで 2 号機は津波線を引いております。
0:09:30	ここの波線なんですけど、
0:09:33	これは東海第 2 及び場所だけ 7 号、この記載表現の相違なんですけど、島根 2 号機は設計基準対処設備である中央制御室の制御盤に加えて、
0:09:43	重大事故対処設備である SA 用制御盤についても、本項目には記載をしておりますので、
0:09:49	そこを正確に書くためなどを追記しております。
0:09:54	次に、9 ページの一番下のパラグラフなんですけど、上から雲雀野に記載ですが、上から 2 行目から 4 行目は実践を聞いております。
0:10:03	これは、東海第二と柏崎との 7 号との設備の相違でありまして、
0:10:08	中央制御室の設計時期の相違によって、中央制御室の構成がそもそも異なっていて、
0:10:14	それに伴って制御盤の構成が異なることによる相違となっております。
0:10:18	以下、同様の相違については、⑤の相違としております。
0:10:22	50 ページをご覧ください。
0:10:28	まず補正時からの変更箇所についてご説明いたします。
0:10:31	まず、10 台。
0:10:34	B 事故操作盤及び重大事故監視盤というのを記載追加しておりますが、これは SA 用制御盤としては、重大事故は七番大嶋入戸しておりますので、記載を適正化しております。
0:10:45	次にその先という部分について、2 ヶ所あるんですが、こちら公認資料の名称としては、以前、修正前操作器具と書いてたんですが、操作器が規制と、
0:10:54	というのを判断いたしまして、適正化を行っております。
0:10:58	次の SA 用制御盤につきましては、
0:11:01	これは修正前は重大事故操作盤としていたのですが、SA 用制御盤。
0:11:07	として、重大事故監視盤もありますので、それを含める形で、SA 用制御盤記載を修正してます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:14	最後手すり部分についてですが、これは修正前はちょっと間違っ、平賀のりをつけておりましたので、記載の適正化で修正を行っております。
0:11:24	では、そういった所についてご説明いたします。
0:11:29	10 ページ目の一番最初のパラグラフの一行目の実践についてなんですが、
0:11:34	これは東海第 2 及び柏崎 7 号との設備の相違でありまして、
0:11:38	先ほどご説明した⑤の相違と、及び、島根 2 号機においては、
0:11:42	その他制御盤も運転上重要な設備として監視が必要である。
0:11:46	設計になっておりますので、そのことによる設備の層理となっており、
0:11:52	次のパラグラフの最初のシステムについても、
0:11:56	先ほどと同様に、⑤のそれとなっております
0:12:01	次の島根 2 号機の記載における重大事故監視、操作盤及び重大事故監視盤部分の実践につきましては、
0:12:08	ここは、SA用制御盤として、中央制御室に設置している制御盤の相違による、東海第二と柏崎 7 号との相違、設備の相違となっており、
0:12:21	3.2. 1 誤操作防止についてですが、
0:12:25	最初のパラグラフの 2 行目から 3 行目の実践を聞いております。
0:12:29	これは、柏崎との設備の相違でありまして、島根 2 号機は設計基準対処設備を原則、ハードウェア器具、
0:12:38	重大事故対処設備、
0:12:41	VDUIにより、
0:12:43	下に操作を行う設計としていることによる設備の相違となっております。
0:12:49	なお、設計基準対象設備の誤操作防止対策。
0:12:53	詳細については、補足説明資料であります。
0:12:56	NS2 を 009 階 02 に記載しております。
0:13:01	すいません、お手数ですが、補足説明しろ、Sn2 を 0 で流会 02 をご覧。
0:13:07	2 回。
0:13:17	こちら、4 ページ目が、
0:13:19	設計基準事故時の中央セキの機能、
0:13:22	ふうになるんですが、
0:13:23	まず、
0:13:24	本市資料の構成なんですが、通し番号の 4 ページから 48 ページまでが、
0:13:30	設計基準事故時の中央セキ 1 の機能説明。
0:13:33	49 ページから 93 ページまでが、重大事故等時の中央制御室の機能、
0:13:39	94 ページ以降が、有毒ガス防護に関わる補足説明資料となっております。
0:13:46	本説明、補足説明資料の 5 ページから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:50	30 ページにおいて、設計基準事故時に想定される。
0:13:54	環境条件への対応及び、
0:13:57	先ほどの誤操作防止の関係で、具体的な盤面器具の配列や、
0:14:03	操作機能、
0:14:05	識別例。
0:14:06	等を、
0:14:07	の誤操作防止対策について、
0:14:09	17 ページから 30 ページに、
0:14:12	示しております。
0:14:13	ちょっと本内容につきましては、
0:14:16	設置許可の審査の中上の誤操作防止対策におきまして、すでにご説明済みの事項と同内容となりますので、ちょっとご説明は省か割愛させていただこうと思います。
0:14:31	お手数ですが、比較表の、
0:14:33	NSIに 1.1、
0:14:35	054 日にお戻り願います。
0:14:44	またそういう箇所のご説明に戻らせていただきます。
0:14:49	10 ページの一番下のパラグラフの 2 行目の、
0:14:52	そうですか。これは東海第 2、及び柏崎 7 号との、
0:14:56	そういった所なりますが、これは先ほどの⑤の相違及び、
0:15:01	島根 2 号機は、
0:15:02	重大事故側に対しても、手すりを設ける。
0:15:06	設計としておりますので、そういうことによる、説明の通りとなっております。
0:15:20	岩崎は、単合金製であり、
0:15:23	緊急時対策、
0:15:25	小野瀬運用建物を設置していることによる設備の、
0:15:28	堀となっております。
0:15:29	また同じパラグラフの柏崎の、
0:15:32	記載ですが、下から 3 行目から 1 行目に一線を引いておりますが、
0:15:37	或いは島根 2 号機の緊急時対策所は、建物自体を、が、
0:15:41	気密性を確保してることによる設備の相違となっております。
0:15:46	11 ページをご覧ください。
0:15:52	まず、政治からの変更箇所ですが、
0:15:56	こちら、
0:15:58	重大事故操作盤以外にも、Ss-A四番があるため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:02	西洋制御盤の内というのを、記載の適正化で追加いたします。
0:16:07	以降の下水道制御盤と操作器及び凍結については、先ほどのご説明と御説明と同じなので割愛させていただきます。
0:16:16	3.2. 3 の、
0:16:19	試験及び検査の部分の修正ですが、
0:16:21	これは修正前は、カクバンという記載にしておりましたが、具体的に、中央制御室の制御盤、水曜制御盤。
0:16:28	現場はというふうに記載の適正化を行っております
0:16:32	また、試験及び操作が行えるといった対応試験及び操作ができるという記載に適正化を行っております。
0:16:39	では、また相違箇所の説明に戻らせていただきます
0:16:44	11 ページ目の最初のパラグラフの一行目の相違箇所についてですが、
0:16:48	こちらはタッチオペレーション方式を採用している設備の相違でありまして、
0:16:53	島根 2 号機では、
0:16:54	中央制御室内の使用制御盤のうち、重大事故操作盤についてオペレーターとオペレーション方式を採用していることによる相違となっております。
0:17:04	本パラグラフでは、重大事故操作場についても、誤操作防止対策をすることを説明しておりますが、
0:17:10	その手調査については、補足説明資料に記載しておりますので、またお手数ですが補足説明資料の、
0:17:17	NS2 を 009 階 02 をご覧願います。
0:17:26	こちらの 64 ページから、
0:17:30	44 ページに具体的に誤操作防止を記載しておりますので、ちょっと概要についてご説明させていただきます
0:17:38	74 ページをご覧願います。
0:17:43	こちら、1.2. 2、表示機能について記載をしております。
0:17:47	で、(1)から(4)まで、
0:17:50	具体的な内容を記載しているんですが、
0:17:52	設計基準対処設備と同様に、重大事故操作場についても、
0:17:56	沖遠藤のシンボルの形状、状態変化の
0:18:00	統一化等により、運転員が必要な情報を理解しやすい方法にすることに、
0:18:05	誤操作を防止する設計としております。
0:18:08	具体的な画面表示例を 75 ページに示しております、
0:18:13	先ほど前ページの 1 から 4 を踏襲した設計となっていることを示しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:18	76 ページをご覧ください。
0:18:24	次、1.2. 3、操作機能について。
0:18:27	ということで、(1)から(4)まで、具体的なことを記載しているんですが。
0:18:32	(1)で、操作機内のボタンは、左っか切り、右がいと。
0:18:37	いうなど、操作器を運転員の監視に基づき、
0:18:41	動作方向確認合致したものにすること等により操作防止する設計とすることを記載しております。
0:18:47	具体的な操作の流れに沿って、
0:18:50	70、今の 1(1)囲いに記載している内容を実施していくことを、
0:18:56	77 から 81 ページの、
0:18:59	方に実際の画面表示をして説明を行っております。
0:19:05	すいません、ちょっとページが飛びましては、22 ページを。
0:19:08	ご覧ください。
0:19:13	こちら、1.2. 4 表警報表示機能ということで、
0:19:17	表警報表示機能についても、記載の通り、15 章はか、呼称は黄色と分けておりまして、
0:19:23	設計基準対象設備と同様に、移動により、警報の粒径を識別可能としております。
0:19:30	具体的な警報の表示一定を、
0:19:33	22 ページの下部と 83 ページの方に示しております。
0:19:38	84 ページをご覧ください。
0:19:42	こちら 1.2. 5 ソフトウェア故障の考慮についてということで、
0:19:48	自主対策としまして、デジタル制御装置を多重化し、またVb運送バックアップ機能を設けることにより、
0:19:55	単一故障で、
0:19:57	機能を喪失しない設計とすることを説明しており、
0:20:01	また、1.2. 5.2 というところで、
0:20:06	ソフトウェアの機能喪失にも、ハード器具にて、沖の操作により、沖野曾田が可能な設計とすることを説明しております。
0:20:16	次の 85 ページから 93 ページにおきましては、
0:20:20	重大事故当時の菅イソダ設備に係る撤去時の考慮事項の不足を記載しております。
0:20:26	具体的には設計基準事故時、重大事故等時SBO時の各運転状態において使用する制御中央制御室の、
0:20:33	盤の説明や、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:35	ニュー第 2 歩操作盤と設計基準対応設備、
0:20:39	いわゆる中央監視盤。
0:20:41	海野分離をアイソレータ等によって実施している例を補足事項として説明しております。
0:20:46	もうちょっと説明自体ちょっと割愛させていただきます。
0:20:49	お手数ですがまた比較表の方に、
0:20:53	お戻り願います。
0:21:03	またそういう箇所に説明事はさせていただきます。
0:21:06	11 ページの、
0:21:07	最後のパラ 3.2. 3 試験及び検査、
0:21:11	及び、次のページ。
0:21:13	最初のプラグであります。3.2. 4、信頼性については、
0:21:16	先行電力との自主的な、そういう箇所はございません。
0:21:21	説明者かわります。
0:21:24	中国電力藤木です。続きまして 3 ポツ 3 外部状況把握以降について、引き続き説明させていただきますと、まず、
0:21:33	3.3 以降の補正時からの説明、変更箇所ですが、一つ目の ANSI。
0:21:40	ANSI 監視カメラの部分は、もともと暗視カメラというふうに記載しておりましたが、監視カメラに適正化修正しております。
0:21:48	二つ目把握することができるというふうに、
0:21:52	記載しておりましたが、規則解釈の記載に従い監視が正しいという判断し修正をしております。
0:21:59	その次、及びのところについては、監視できる一方向に設置しているという部分が、重複した記載となっておりますため、及びという形でまとめるように適正化を行っております。
0:22:12	最後の一番下のパラグラフについては、
0:22:16	うん。
0:22:17	津波監視カメラのほうの記載に合わせて、監視カメラのうち、構内監視カメラはというふうな記載に、記載を追記しております。
0:22:27	続きまして 12 ページ目のそういう箇所で、先行他社との、
0:22:32	それからその説明に入ります。一つ目の柏崎、東海第 2 との相違点ですが、
0:22:39	島根 2 号機ではカメラの設置位置について記載していることによる相違となります。
0:22:44	なお監視カメラの配置及び視野、映像サンプル等を補足説明資料に示しておりますので、お手数ですが、補足説明資料の通し番号 37 ページ目を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:56	37 ページをお開き願います。
0:23:04	はい。補足説明資料の 37 ページから、
0:23:08	監視カメラのか。
0:23:10	安心は可能な範囲でありますとか、映像サンプル等が、一つ一つのA種類のカメラについて
0:23:18	それぞれのカメラの映像サンプルを
0:23:20	載せております。
0:23:24	それでは、比較表の方、12 ページ目にお戻りください。
0:23:31	比較、他社との相違点二つ目になりますが、柏崎 7 号との相違点については説明済みのため、火災させていただきます。三つ目、東海第 2 柏崎 7 号との相違点は、津波監視カメラの耐荷重性として、
0:23:45	自然現象にて津波との重畳を考慮する事象について、必要な強度を有する設計とするという旨を記載しているものになり、
0:23:52	四つ目の東海第 2 ヶ所的な号との相違点ですが、
0:23:57	電源の構成の相違によるものになります。
0:24:00	五つ目の東海第 2 柏崎 7 号の相違点は②の通りとして説明済みのため、割愛いたし
0:24:07	13 ページ目を、
0:24:10	13 ページの補正時からの変更箇所ですが、一つ目。なおから始まる文章については、もともと可搬式気象観測装置は中央制御室の機能にあたる設備ではないため、
0:24:21	記載は不要ではないかというふうに考えておりましたが、その他重大事故当時の対応として書き分けが可能であると判断し、全厚プラントの記載も参考に追求させていただき、
0:24:31	問題も、
0:24:33	二つ目、三つ目については、特に内容的な内容に関する修正ではないため、かつ、
0:24:40	13 ページ目の、13 ページの先行プラントとの相違点ですが、一つ目の総医研は、他保管場所が相違しているものになります。
0:24:49	二つ目の東海第 2 との相違点ですが、島根 2 号機ではSA時には、調整率の差、正圧化を行うことによる、
0:24:59	運用の相違が東海第 2 との相違になります。また柏崎 7 号との相違点は、炉心の著しい損傷が発生した場合には、
0:25:07	そういう部分にかかっているのですが、島根 2 号機を炉心損傷判断してから、かつ運転開始するため運営の層位としております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:15	なおウチムラの運転モードの概要図について補足説明資料にし、示しておりますので、お手数ですが補足説明資料の通し番号 61 ページ目。
0:25:26	61 ページをお開きください。
0:25:30	こちらの運転モードについては、
0:25:33	設置許可の 59 条の説明の中でも説明済みのものではあるのですが、炉心の著しい損傷が発生した場合には、
0:25:42	常設の調整輸出上、常用再循環処理装置フィルタにより浄化した空気を、バウンダリ内に吸気して集約化することで
0:25:52	運転員を放射線被ばくを防護するというふうな、
0:25:54	運用となっております。
0:25:56	こちらは加圧運転中の概要でございまして、プルームの通過前及び鶴通過後、
0:26:02	について示しております。特徴としては排気ライン側を、
0:26:07	へ、弁を閉止状態として給気側を行うことによって、プロパン種が課されるというふうなものになっており、
0:26:14	次の 62 ページ目に、62 ページは、炉心の著しい損傷が発生した後の功刀フィルタベント系を作動させた場合、運転員を待避室中に退避するんですがその期間中の運転モードとしては、
0:26:29	加圧運転を継続する、外気を取り込む加圧運転を継続するのではなく、各系統隔離運転にすることによって十分な理由外から隔離して、放射性物の取り込みを低減するというモードに
0:26:42	切り替えるというふうになっております。
0:26:44	その間、退避室の中は空気ボンベと空気ボンベから空気を供給して正圧化することによって、
0:26:51	放射性物質の、
0:26:53	流入、防ぎ、被ばくを低減させるというふうな運用となっております。
0:26:57	なお退避が完了した後、中央制御室に戻る際には、再び加圧運転モードにまた切り替えるというふうな運用となっております、
0:27:06	それでは比較表の 14 ページ、14 ページの方にお戻り願います。
0:27:17	14 ページの補正時からの、
0:27:19	変更箇所ですが、一つ目の放射性雲んところについては、グループというふうに記載しておりましたがこちらの説明書の中で、放射性部門という記載に統一をさせていただいております。
0:27:32	修正しましたものになります。二つ目のさらには感じたものをひらがなにする内容的な修正がないので、活用させて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:40	次に先行プラントとの相違点になりますが一つ目の東海第 2 柏崎との相違点は、炉心損傷後、または、退避室、退避時の運用異なることから記載が通して るものになります。
0:27:52	二つ目の、東海第 2 との相違点は⑥の総意として、進めるため、火災、
0:27:58	柏崎 7 号との相違点についても、2 点ありますがどちらも説明済みのため、割 愛をさせていただきます
0:28:07	15 ページ目、15 ページをお願いします。
0:28:12	15 ページの箇所。
0:28:15	補正時からの変更箇所ですが、先行プラントの記載も参考にしながら計測範 囲と設置個数について記載、追記をしたものになります
0:28:25	次に先行プラントとの相違点ですが、一つ目に瑕疵一つ一つ目の柏崎 7 号と の相違点ですが、中央制御室制正圧化するにあたって監視する差圧。
0:28:36	の、測定箇所島根では外気というふうになっていることによる、記載の相違とな り、
0:28:41	二つ目の評価委員との相違点は⑥の総意として説明済みのため、
0:28:46	三つ目のAと。
0:28:48	明石柏崎 7 号。
0:28:50	そういう点ですが、島根 2 号機の差圧計は常設であり、中央制御室等たい必 要は個別に設置していることから記載が異なっているものなり、
0:29:00	六つ目、崩壊、仮称セキ柏崎との相違点ですが、
0:29:05	必要な換気の、
0:29:07	確保という観点において、島根 2 号機は通常じゃDBAから、継続して同じ関 係をし、使用することが可能であることによる、記載の相違となっており、
0:29:18	五つ目一番下の設備の相違は柏崎の電源構成の相違。
0:29:23	になります
0:29:26	16 ページをお願いします。
0:29:32	16 ページの、
0:29:35	補正時からの変更箇所は
0:29:37	へん。
0:29:39	カンマとしても、ふうにしておりましたの及びに修正したものになります。
0:29:43	先行プラントとの相違点ですが、一つ目、柏崎の総意ですが、島根 2 号機の 中央制御室退避室遮へいは、常設、
0:29:52	ものの三次をするため記載が行っているものの、
0:29:55	二つ目の崩壊第 1 の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:57	移転ですが島根 2 号機は、炉心損傷そのものがキックではなく、常設の照明はすべてが、
0:30:03	統一した場合が可搬照明の仕様判断基準となるため、重大事故当時としてクニシており、
0:30:09	三つ目の柏崎さんのそういう電源構成の相違によるものである。
0:30:13	四つ目の宗山根さん遅いとなります。
0:30:17	17 ページ目をお願いします。
0:30:23	一つ目の、そういう点を割愛させていただき、
0:30:27	二つ目、東海第二と柏崎との相違点は、保管体制の相違によるものになり、
0:30:31	三つ目四つめの相違は丸さんの総意として説明済みのため割愛いたします。
0:30:36	説明、次ページにわたっておりますが、東海第 2 との相違点は元来数を記載している。
0:30:43	とによる記載方針の相違になります。
0:30:49	その下 18 ページについての相違点については説明済みの内容となりますので割愛をさせていただきます。
0:30:59	19 ページ目について、補正時からの変更箇所ですが、下の方にある表の記載について、この後に登場する表 3-4 との整合や、記載表現について先行。
0:31:11	プラントとの記載を参考として修正をしております。例えば、森林火災と、近隣工場等については外部火災としてまとめた表現というふうに修正をしております。
0:31:22	具体的な事象の考え方については表 3-4 の方にて説明させていただきたいと思えます。
0:31:28	次に先行プラントの相違点として、1 点目の東海第 2 柏崎 7 号との相違点ですが、島根 2 号機は、原子炉スクラム用電磁接触器の状態は、
0:31:38	中央制御室近傍の補助盤室にて、監視、復水貯蔵タンクは主要な監視対象としていないことによる相違があります。
0:31:47	2 点目監視対象の相違というふうに記載しておりますが、東海第 2 棟。
0:31:53	浅香議員、朝比奈郷との相違点です。
0:31:55	監視対象が相違していることによる、記載の通りとなります。
0:31:59	3 点目の柏崎との相違点ですが島根 2 号機の津波監視パラメーターとして取水槽水位を用いることによる相違となって、
0:32:10	10 ページをお願いします。ここで説明者をかわります。
0:32:14	中国電力河口です。平尾さんの 2 の、全校電力相違ですが、こちらは東海第 2 及び柏崎等の設備の相違でありまして、
0:32:22	重大事故等時分対処設備の相違による、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:26	監視及び操作対象の相違によるものです。
0:32:29	21 ページをご覧ください。
0:32:34	21 ページから 23 ページ、こちらが表 3-3 になるんですがまず補正時からの変更箇所についてご説明します。
0:32:42	まず最初の表示等、
0:32:44	掃除等についてなんですけど、周辺法米は、表英語表示灯及び警報表示まで記載しておりましたが、他の資料において警報表示等と記載を統一しておりますので、適正化を行っております。
0:32:56	あと次に表示するっていうのが 2 ヶ所あるんですが、これ市有性変表示されるという記載しちゃってたんですが、適正化として表示する記載、修正しております。
0:33:07	また、下から 2 行目なんですけど原因、これは修正前は原子炉制御室というふうに記載してたんですが、島根 2 号の左資料においては、容積率で記載名称を統一しておりますので、適正化を行っております。
0:33:20	次に、変更箇所についてご説明いたし。
0:33:25	こちら東海第 2 とか柴崎との設備の相違となるんですが、具体的に言いますと、この資料の 3-3 の一番最初の環境条件。
0:33:34	におきまして、
0:33:36	出演質問や、すぐの調整範囲等が、
0:33:39	先行電力と異なって、
0:33:41	ということがありますので、これを設備構成の相違による対策のポイントとしております。
0:33:47	では、
0:33:48	説明者のお答えいたします
0:33:52	はい。中国電力藤木です。24 ページ目、方の修正、説明をさせていただきます。
0:33:58	まず 24 ページの補正時からの修正、変更箇所ですが、表 3-4 監視カメラで把握可能な自然現象と、
0:34:05	の、記載のうち、補正時に記載していた衛藤飛来物括弧航空機落下の記載について、設置許可の 6 条の方の整理において設計上考慮しないというふうに、
0:34:16	していることから、監視する自然現象等から削除しております。
0:34:20	次に先行プラントとの相違点として、1 点目の東海第 2、柏崎 7 号との相違点ですが、島根 2 号機で瀬設計上考慮する自然現象等のうち、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:31	カメラで把握可能な自然現象等を記載しており、島根 2 号プラントユニークな点として、
0:34:36	地すべり土石流を記載して、
0:34:40	2 点目の東海第 2、柏崎との相違点はカメラの設備の構成及び仕様の相違によるものになり、
0:34:47	25 ページをお願いします。
0:34:50	25 ページの補正時間の変更箇所ですが、モニタリングポストの記載について先行プラントの記載も参考組織、低レンジと高レンジの書き分けを反映しているものになります。
0:35:02	先行プラントとの相違点としては設備設計の相違によるパラメータの計測範囲が相違してるものになります。
0:35:08	26 ページをお願いします。
0:35:11	26 ページの先行プラントとの相違点として、1 件目は、
0:35:16	設備設計の層によるパラメーターの計測。
0:35:21	すいません。採用する計器の相違による仕様の相違となり、
0:35:25	2 点目、プランA、
0:35:28	東海第 2 柏崎の方との相違ですが、カメラの層、構成及び配置の相違によるものとなって、
0:35:35	ここまでが中央制御室機能のうち居住性衛生制御盤関係、誘導かさ除くものの説明となります。
0:35:43	以降有毒ガスの説明に入りたいと思います。ここで説明。
0:35:48	切らずに続けさせていただいてもよろしいでしょうか。
0:35:51	規制庁中間ですそこで一旦区切って中央政府機能の有担以外のところで、ちょっと確認事項とさせていただければと思いますよろしいでしょうか。
0:36:00	わかりました。それでよろしくをお願いします。
0:36:11	規制庁仲村です。比較表の 6 ページなんですけど、1 の確認だけなんですけど 2.2 で、
0:36:22	環境条件について書かれてるんですけども、2.2 の、
0:36:26	真ん中ちょっと下ぐらいですかね津波が含まれないという理解でよろしいですか。
0:36:39	はい。中国電力河口です。
0:36:41	津波、ちょっと確認は少々お待ちください。
0:37:00	学級でいうカワグチです。すいません。津波に関しては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:04	EPの授業の際にも同じように環境状況についてご説明してるんですが、影響なしというような評価をしておりますので、ここには記載してないという形になっております
0:37:15	以上です。
0:37:16	規制庁ナカムラの津波入ってこないなのでその影響はないということで、書いてあることで理解しました。
0:37:22	続いて7ページなんですけど、2ポツ3の外部状況把握のところで、
0:37:30	なお書きで、河内カワグチ。
0:37:33	何か監視カメラはっていうふうに書いてあって給電するって書いてあるんですけど、これは他の構内監視カメラについて記載がないのはなぜなのでしょう。
0:37:44	中国電力藤木です。こちら津波監視カメラについては設置許可で言うと四条側の
0:37:51	津波を監視するカメラの要求があるため地震荷重等を考慮したような要求があるということに対する回答が必要になるんですが東工大監視カメラの方については、基本的にCクラスの設計となり、なっております、こういった、
0:38:04	要求については電源自体は非常用の電源から給電できるような設計となっておりますけども、ちょっと別個別には記載していないというものになります。
0:38:37	規制庁中出でのご説明を理解しました図なんですけど
0:38:44	この時間間隔で基本、CFDのものだと思ってるんですけど一つだけ
0:38:50	土石流の関係で、取り付けた、
0:38:55	ガスタービンの上にある。
0:38:57	カメラなんですけど、こちらのSA設備でもあると思うので、そこはちょっとクレーン、
0:39:05	耐震クラスとか、
0:39:10	あ、
0:39:11	それ、書かなくても大丈夫という認識ですか。
0:39:18	少々お待ちください。
0:39:31	中国電力藤木です。はい。先行他社、津波監視カメラについて記載してということでそれと同様の記載をするものになりますがおっしゃられるように
0:39:45	カメラのうち一部は、
0:39:47	個別のSA設備という位置付けで設置してるものもありますので、
0:39:52	それ、そちらについても記載する必要があるということで、これは追記することでちょっと検討したいと思います。
0:40:01	提起することでよろしかったでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:04	規制庁仲村ですその設計上必要であれば松井検討していただいて、必要での追及をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。
0:40:14	中国電力の関です。承知しました。
0:40:29	規制庁仲間です。監視カメラの関係でもう1点12ページの一番下のところなんですけど。
0:40:41	同じ監視カメラはって書いてあって最後に津波監視カメラの可視化の範囲を補足するっていうふうにあるんですけど。
0:40:48	本来監視カメラあって、降水とか、そういうものを見るので、補足する。
0:40:54	とはちょっと違うんじゃないかなと思ってるんですけど、そこはどのようなご理解ですか。
0:41:00	中国電力藤木です。外部状況を把握するという機能においても、津波監視カメラでも外部外部状況把握の機能を期待するんですけどもそれに、
0:41:11	それを補足する形で、様々な角度を、
0:41:15	シェアを確保するために、構内監視カメラ、こんな監視カメラで視野の範囲を補足するという意味で記載しているものになります。
0:41:34	規制庁ナカムラ瀬戸。
0:41:36	構内監視カメラで見れて、
0:41:40	津波監視カメラで確認できない状況のものはないということです。
0:41:48	中国電力の池沢やそういうものではないんですが
0:41:52	角度、一時的には構内監視カメラも使用して、必要な仕様は、
0:41:59	確保するというものになります。
0:42:02	以上です。
0:42:17	規制庁仲田です今補足するっていうふうに書いてあるので、宇佐美監視カメラ、この記載ですと津波監視カメラで確認可能な上で、
0:42:28	構内監視カメラを置いて、津波監視カメラ、
0:42:32	機能を補強するとかそういう意味に読めるんですけども、本来監視カメラ、
0:42:39	確認、構内監視カメラでしか確認できないものがないのか、ここに関してはしか確認できないという、
0:42:47	自然現象等がないのかという確認なんですけど、そこはいかがですか。
0:42:53	中国電力の藤木ですはい。そういう意味でははい。例えば地すべりとか山側の確認は、基本的には構内監視カメラのほうで見るということになりますので。はい。趣旨で、承知しましたので記載について。
0:43:06	修正を検討したいと思います。以上です。
0:43:14	規制庁の照井です。単純に書き方だと思っていて、
0:43:21	今岡さんほど3ポツ1監視カメラあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:24	いうので見たときに、
0:43:26	マゼンタ以上監視カメラこうしますっていう設計をうたった上で、次のパラで2個の監視カメラの内数の津波監視カメラはこうしますっていうことが書いてあって、
0:43:37	この、
0:43:40	ちょっと茂木のパフ、プライベートの監視カメラのうち、津波監視カメラじゃない、もう一つの構内監視カメラはっていうので、そのそれぞれの設計方針を、
0:43:51	津波監視カメラと構内監視カメラの設計方針をうたってるように、な構造になっていて、その上で、構内監視カメラは、その前段に出てきた津波監視カメラを補足するものですよっていう説明をしているから、
0:44:04	そうすると津波監視カメラが主0、構内監視カメラが服みたいな構造の文章になっているので、それぞれ、
0:44:14	パラレルで、設計方針をうたった上で、構内監視カメラを、津波監視カメラの補足で使うのであればこの旨をアドオンで追記するみたいな形にしないと。
0:44:27	少しそのもともと設計してることは、違う趣旨の機会になってるように読める。
0:44:35	というのがこの今の指摘の趣旨ですのでそれを踏まえて、適切に検討していただければと思います。以上です。
0:44:45	中国電力藤木です。はい承知しました特に津波監視カメラ等、本社構内監視カメラで修復っていうふうなとらえ方等、そういうふうな記載に留めるということで、
0:44:56	記載についてちょっと修正検討したいと思います。以上です。
0:45:02	以上ナカムラですすいませんよろしくお願いします。
0:45:06	戻って、10ページ、これも書き方の問題だけなんですけれども。
0:45:13	CEO、10ページの一番下のマターから始まる場所なんですけど、是正要請基盤というのが、重大事故操作盤等重大事故監視盤。
0:45:22	構成されるものの名称としてあって、
0:45:26	それで接触を防止して、
0:45:29	重大事故操作場に手すりを設ける設計というふうにあるんですけど、これ重大事故監視盤の方にはメーカーの接触の防止のご接触が、
0:45:38	その発生するのかどうかという問題もあると思うんですけど、もう重大事故監視盤への接触の防止については何か考えがあるんでしょうか。
0:45:47	中国で力カワグチです。現状、
0:45:50	今、記載の通り手すり、誤接触防止という意味合いでは、重大事故操作盤にのみ、実際、操作とか、頻繁に確認するのは、重大事故操作場になりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:02	そちらの方にはちょっと手数料設けてはいるんですが、
0:46:05	重大事故監視盤の方には、削り等は金城地区設けない設計となって、
0:46:12	以上です。
0:46:15	規制庁仲間です。承知しました。専用制度への接触の防止というふうに記載があるので、
0:46:22	重大事項監視盤に望むを撮取する可能性があるのか等も含めてそこら辺をSE養成地盤の接触防止っていうふうに謳うのであれば、
0:46:32	ちょっと記載を検討していただけるといいですがいかがでしょうか。
0:46:41	中国電力小口です。はい。
0:46:43	ちょっと北井の方、検討させていただきます。以上です。
0:46:47	規制庁ナガタすみません追加でその吉池前野接触の防止というのはどのように考えでしょうか。
0:47:02	中国電力和栗です。少々お待ちください。
0:47:56	中国電力の福間です。ちょっと、
0:48:00	記憶なんですけど壁側の方にですね手すりを設置してあったように記憶してます。そのあたり確認して、
0:48:09	また記載については検討させていただきたいと。
0:48:13	以上です。
0:48:16	規制庁の加賀です了解しました中央制御室制御盤及び衛星上席主任間で、操船基盤と重大事故監視盤についても、何らかの対策をしていれば、
0:48:26	記載をお願いしたいと思います。よろしく願います。
0:48:31	よく電力阿久津承知いたしました。検討いたし
0:48:34	以上です。
0:48:38	規制庁仲村です。あと、13 ページなんですけど、あそこのさっきよかったんですけど
0:48:45	衛藤。
0:48:47	上から2 パラ目、具体的な津波監視カメラの共同協同の機能はって書いてあるけど、構内監視カメラ、先ほど布施SEの説明もあるので、
0:48:58	そこら辺の記載。
0:49:00	わあ、氏名、
0:49:03	6-1-1-3 で示されるということで、
0:49:07	と思っいてもよろしいですか。
0:49:13	少々お待ちください。
0:49:31	中国電力藤木です。衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:35	現状この 6-1-1-3 にちょっとガスタービンの記載ちょっとないということなのでちょっと記載地域する方向で検討させていただきたいと思います。以上です。
0:49:47	規制庁の照井です。津波監視カメラはもともと津波MEの説明書絡みで大本のこの自然現象説明書
0:49:58	をに紐づいた、松波のところで説明されるってということなんだと思うんですけど一方で今言ったそのGTGってというのは、最終的なこの土石流感謝の自然現象のところで整理するのでも、
0:50:11	もちろんいいですし、一方で、もともとはSAの水源切り換えのための、
0:50:20	徹底事務着手の、
0:50:23	判断となるような判断報告するっていう方がいいか。
0:50:28	ようなものなので、そういう観点からこの自然現象説明書で別の所っていうのでもところは別に構いませんので、適切なところに記載をいただければと思います。
0:50:41	中国電力事業ありがとうございます。
0:50:44	そうですね制限切り換えの大戸
0:50:47	も含めてちょっと
0:50:49	どこに記載するか。
0:50:50	検討して、追記したいと思います。以上です。
0:50:57	規制庁仲ですよろしくお願ひします。同じページ、13 ページの 3 号機の運転中の換気設備のところなんですけど、ちょっとこれ
0:51:08	確認したいだけなんですけど、
0:51:11	1 行目 2、設計基準事故が発生した場合でチャコールPとTall系統隔離運転とCって書いてあって、
0:51:19	次のページの 14 ページの、労連仮称発生後、
0:51:25	ノウケイとかプリンターの頃で中央制御室非常用再循環処理装置フィルタを通る系統隔離運転モードとすることによりっていうふうを書いてあるけど、
0:51:33	これもチャコールだと
0:51:36	処理装置フィルタの使い分けってのは何か、
0:51:39	使い分けてる理由があるんで。
0:51:43	中央権力フジキです。衛藤。DBの範囲におきましてはフィルターの中で、機能を期待するものがチャコールフィルターだけになりますヨウ素除去する。
0:51:54	機能のみになります。一方でSAの方では、粒子状の物質の発生も考慮するというので、こちら、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:02	ペーパー高性能粒子フィルタの方も含んだフィルタ装置、こちらの中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ、
0:52:11	ということで婦両方のフィルタを含んだ表現としておりますそういう使い分けにはなっております。以上です。
0:52:19	店長中沢小路記者の協議経路は同じなんですけど期待するヒーターが若干違うので、使い分けたってことで理解しました。
0:52:31	中国電力は、そのご理解の通りでございます。以上です。
0:52:52	規制庁中田ですすみません等上で 17 ページなんですけど酸素濃度計等に参加の時計の、
0:53:02	測定なんですけど活動に支障がない範囲にあることっていうのが補足を見たらわかるんですけど。
0:53:09	これは居住性の方で詳しく説明されると思ってよろしいですか。
0:53:15	中国電力藤木です。はい。それと、その通りでございまして具体的に監理員の濃度でありますとかあと、
0:53:21	評価結果につきましては居住性の説明書の方で説明を
0:53:28	したいと思っております。以上です。
0:53:33	規制庁の方で承知しました。ちょっと移行期になったのが二酸化炭素濃度計 ppm で計測してて、補足だと、CO ₂ の農道、0%で、
0:53:46	と。
0:53:47	代表の%をするっていうことであってちょっとその変換がどうされてるのかなという気になったのでまた居住性の方で説明があるということでしたそちらで、
0:53:57	確認したいと思いますのでよろしくお願いします。
0:54:04	中国でいうカワグチです。
0:54:05	承知いたしました。
0:54:07	そうです。
0:54:12	規制庁ナカムラ 21 ページ、これのために動きかなと思ったところなんですけど、表示システムのBポツのは、コーディングの考え方が、
0:54:26	中央制御室全体で統一するんですけど、じゃないかなと思うんですけど。
0:54:31	いかがですか。
0:54:33	中国の河口です。ただ、ご指摘の通り、
0:54:36	動き引いたと思いますんでちょっと確認して、修正いたします。以上です。
0:55:00	規制庁の照井です。比較表の
0:55:06	6 ページ目なんですけど、最初の 2.1 の基本方針のところ、
0:55:13	総意として、
0:55:16	詳細を 3 ポツ 1 に書いてるので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:20	書かないということなんですけど、これは別に構わないのは構わないんですけど一方で
0:55:27	この悪影響、
0:55:30	防止ぐらいは基本方針としても、うたっておいていいんじゃないかなあとこの、単純に悪影響を及ぼさない設計としますっていうことだけなんですけど。
0:55:42	基本方針として、
0:55:43	謳っておいてもいいんじゃないかなと思うんですけどその辺いかがです。
0:55:50	周辺で2フジキです。はい。記載する方向では、検討したいと思います。以上です。
0:55:58	聞いてるんですが、わかります。
0:56:00	藤。
0:56:01	それから、9 ページ目の、
0:56:07	ええ。
0:56:10	一番下のパラその他制御盤なんですけど、その他制御盤っていうのは、共通盤と安全設備補助制御盤でいいですか。
0:56:27	中国電力河口です。その他制御盤としましては、
0:56:31	放射線モニター盤が換気空調系。
0:56:36	盤とか、そういったものを全部ひっくるめた形で、安全保護補助制御盤も含まれる形になります。
0:56:44	規制庁の照井です。江藤。
0:56:48	なぜ聞いたかって補足の方の中、通しの 17 ページに、
0:56:54	中操の制御盤の配置っていうのが、図面で載っててそこで、
0:57:00	その絵に載っている、中央監視操作盤。
0:57:07	例示されて 12356 以外のものと共通盤と安全設備補助制御盤だったので、
0:57:16	その他制御盤ってこれかなと思ったんですけど、ここAがこの二つ以外にもある。
0:57:22	ということです。
0:57:23	今、中国電力河口です。
0:57:30	あ、えっと、補足説明資料の 93 ページを、
0:57:34	ちょっとお手数ですがご覧願います。
0:57:42	こちらの図 2-3 の方に、その他制御盤の具体的なものを示しております、
0:57:50	と、
0:57:51	ちょっと助かったんですけど、その他制御盤ということで、④から⑧具体的なものの名称と場所について示しております、
0:57:59	先ほどご指摘のあった、共通盤とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:04	安全設備補助制御盤も、
0:58:06	その他制御盤には含まれる形。
0:58:10	以上です。
0:58:11	規制庁照井です。わかりました。
0:58:16	だから、そういうことで、
0:58:19	わかりました。
0:58:23	はい、了解です。何かこの二つだけだったら書けるかなと思ったんですけども。そうですね。わかりました。弓場です。
0:58:30	それから、
0:58:34	藤。
0:58:41	まあ、
0:58:43	これも変更から同じなのであまり、
0:58:46	何かこだわってもしようがないところではあるんですけど、その次、
0:58:51	10、
0:58:52	11 ページ目以降、この
0:58:56	中層版とSE部版のほかに、現場版も出てくるわけじゃないですか。この中央制御室の機能に係る詳細設計っていう3ポツの中で、
0:59:06	この中央制御室ではないけど、現場盤の設計を、
0:59:10	記載をしているのっていうのが、
0:59:13	だから例えばその耳出しに頭をつけるとかで、もう少し広く読めるように、
0:59:18	計装の機能説明書の中で説明せざるをえないけど、誤操作防止の関係、官邸で同じような説明ですんでここは座りがいいってのはわかっているんですけど。
0:59:27	そういう意味でちょっと見だしは中央制御室と言っておきながらその現場の話の中ではしてるので、少し見だしも工夫してもいいんじゃないかなと思った。
0:59:42	あ、中国電力河口です。
0:59:44	そういう意味では、3.2ポツのところの中央制御室の制御盤。
0:59:50	藤。
0:59:51	というので、そこに、この現場の記載も含まれるんじゃないかなというと考えております。
0:59:57	以上です。
0:59:58	規制庁阿部です。この3ポツの2の、TOTOにはSE版だけではなく、現場も含めて、そうだと。
1:00:04	いう、井戸で書いてるつもりですということです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:09	それであれば、
1:00:13	今日電力内で、ご認識の通りでございます。
1:00:15	以上です。
1:00:45	少々お待ちください。
1:00:51	久永です。ちょっと 13 ページで、これもちょっと確認したいだけなんですけど、凍結による、
1:01:02	中央政府内環境への影響。
1:01:05	ていうのはこれは、基本的にはその凍結するような形を、
1:01:09	の対策であって、
1:01:12	藤副院長。
1:01:15	本気形で、温度調整がされるという理解でよろしいですか。
1:01:23	中国電力は口です。ご認識の通りでございます。以上です。
1:01:28	規制庁の中村です。了解しました。それでちょっと私がよくわかってなくて、空調関係のどこスズキ、温度調整とかそういうことがされるのかっていうのがちょっとご説明いただいてよろしいですか。
1:02:11	温度上昇させるような、空気が入ってまして、
1:02:17	補足説明資料の通しの音声が入ったんで申し上げます、中部電力高嶋です。補足説明資料の 13 ページをお願いします。
1:02:31	アプローチで 13 ページです。
1:02:37	で、そのページに図 1 の 6 月中制御室換気空間の空調の、
1:02:44	とか用とか、
1:02:46	記載されてると思うんですけども。
1:02:52	その中にある、左の下の方にですね系統図の左下のほうに中央制御室空気調和装置という名前で、
1:03:00	記載があると思うんですが、こちら側の温度管理、マウンドシートを管理するための、冷却のコイルだったり、加熱のコイルが入っている装置が入ってまして、ついておましてこちらで温度管理と、
1:03:14	行うような設計になっている。
1:03:16	以上です。
1:03:19	規制庁野上通商しましたありがとうございます。
1:03:26	通勤、
1:03:29	51 ページ、通し 51 ページ。
1:03:35	なんですけど。
1:03:37	この 1.1. 2.1 の構成のところでも書き方になるかなと思うんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:46	パラメータ及び補機類で、括弧、ただし、中央監視操作盤で監視スーパーバイザー及び操作する保険を除くっていうふうに、
1:03:55	記載があってね。
1:03:57	中央監視操作盤で監視するっていうふうにしてあるけど、制御盤で見ているもの。
1:04:05	っていうのもあると思うんですけど。
1:04:07	ほう。
1:04:08	は、もう同じように除く扱いになるんですか。
1:04:12	それともその他制御見ているもので重大事故に必要なパラメーターというのは、
1:04:18	SAのセキ版で監視できるという、
1:04:22	ことになるんですか。
1:04:25	中国電力河口です。すいません。
1:04:28	同じ補足説明資料と 53 ページを、
1:04:31	ご覧願いますでしょうか。
1:04:35	こちら、
1:04:36	と監視操作設備の構成概略図があるんですが、先ほどちょっとご説明を、ご指摘のあった通りその他制御盤でしか見れない。
1:04:44	SAの重大事故操作盤でも見れないものパラメーターはございます。
1:04:49	具体的に言うところと言う、
1:04:51	概略構成図における、左側のDB。
1:04:55	変形成形機で、
1:05:00	すいません。
1:05:03	失礼いたしました。
1:05:05	その他制御盤でしか見れないSAの経費はございません。
1:05:10	すべて、その制御盤と、
1:05:12	重大事故操作盤で両方で見ることが可能と設計となっております。失礼いたしました。
1:05:22	規制庁永瀬ですね今日、補足の何ページかございましたけど、おそらくここにも書いてある食糧費計算とか中性子円容器計装なんかは、おそらく、その他、
1:05:33	制限までしか見えないんじゃないかなと、資料見て理解しました。であれば、書き方だけの話になってくるんですけどただし中央制御室中央監視操作盤で書いてあるんですけど。
1:05:44	その他制御盤で監視するパラメーターもう除かれると思ってよろしいですか。
1:05:52	先ほどの 51 ページの書き方の話だけです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:12	川口です。ちょっと記載の方、その他制御棒も含めた形で修正いたしたいと思 います。
1:06:19	規制庁の秦荘司ましたよろしく願います。
1:06:32	規制庁の照井です。
1:06:34	何、何か聞き忘れたことか。
1:06:37	1 個目は
1:06:45	高級表の、
1:06:48	20、委員。
1:06:53	22 ページかな。
1:06:57	どうぞ。それから、
1:07:00	24 か。
1:07:01	24 ページのご説明した監視カメラやあ、はからな自然現象等のところなんです けど、ご説明の中で、その 6 条で、
1:07:11	航空機落下押せ、
1:07:16	考慮してないので、削除したと。
1:07:19	ということなんですけど。
1:07:21	航空機落下そのものはそうかもしれないですけどその外部かつかいいの一部と して、航空機落下火災は見てると思うんですけど、そこを踏まえても、
1:07:33	削除するっていうことでよろしいのかどうかっていうのの確認なんですけど。
1:08:17	規制庁の照井ですいませんちょっと通信ルールが、規制庁の照井です。すい ませんちょっとこちら通信トラブルがありましてですね、私のコメントって聞き取 れてますか。
1:08:30	企業電力確実、先ほど、
1:08:33	今、先ほどとテレイさんのコメントが何か、それによってそれまで何も聞こえな い状態でした。そうですか。ですね。
1:08:41	ちょっと私、ナカムラとのやりとりまでは全部言ってきましたよね。
1:08:48	はい、伊達淀川です。先ほど、いただいたご指摘に対してその他制御盤につ いてちょっと記載、適正化を行うというところまでは、そこまでは、そこまでは、
1:08:59	比較表の、
1:09:04	24 ページで、
1:09:07	監視カメラで把握可能な自然現象についてなんですけど、御説明で、6 条で、 航空機落下自体は確率で、
1:09:19	考慮しないっていうことにしてるので、削除しましたっていうことをご説明いた だいてそれはその通りかなと思ってるんですけど、他方で外部火災の一部として は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:30	航空機落下火災も見てるので、それを踏まえても、削除することが、
1:09:37	いいのかわかっていうのはいかがでしょうか。
1:09:49	中国電力藤木です。はい。
1:09:53	衛藤。
1:09:55	ご質問の件につきまして外部火災の中に、航空機落下による火災も入っているという認識。
1:10:02	になっております。以上です。
1:10:05	規制庁の照井ですそうすると、この江藤表 3-4 で言うところの注記の※ってその外部火災は、
1:10:12	森林火災や近隣工場等の火災を含むって書いてあるんですけど。
1:10:20	一応その外部火災、
1:10:23	外部、許可 6 条ってどうか自然現象側で、
1:10:26	言うと、森林火災と近隣工場等の火災と航空機落下火災が 3 種類見てるんですけど。
1:10:33	含まれるっていうのがこの注記に航空機落下火災って、
1:10:37	入れた方がいいような気がしますけど、どうでしょうか。
1:10:42	中国電力社です。中期のほうに追記させていただきます。はい。
1:10:46	はい。以上です。とりあえずわかりました。
1:10:50	それから一。
1:10:52	藤。
1:10:56	ですね南部です。
1:11:09	ヒカキョウの 7 ページで、
1:11:13	気象観測設備とか、或いはこの 18 ページがハッピー円柱を停止遮へい。
1:11:23	とか、1 号設備で、各号機共用っていうことをしてますけど。
1:11:31	その 1 号機が廃止措置になっている状況で、何か
1:11:37	設備の背番号の付け替えみたいなことは、今回はあまり考えてないっていうことでいいですか。
1:11:48	中国電力フジキ今音声ちょっと途切れてしまったのですが、
1:11:54	規制庁テルイは聞こえてますか。
1:11:59	15 年。
1:12:03	鍋田。
1:12:07	中国電力の中でちょっととぎれとぎれになっておりましてちょっと 1 号機んではいそっちなってる状況でっていうところからすみませんちょっとほとんど聞こえてないです。
1:12:16	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:18	規制庁の照井です。1号機廃止措置になってる状況踏まえて背番号の付け替え、1号設備から2号設備に変えるっていうことは、今回は考えてないってことでいいんですか。
1:12:29	広く電力フジキでちょっとまた聞こえ。
1:12:33	なくなっている状況。
1:12:46	規制庁の照井です。たびたびすいません。通信トラブルが多くてですね。
1:12:52	今、どうでしょう。音聞こえてますか。
1:12:56	中国電力藤木です。今3分を超えております。1号のは、1号機が廃止措置にある状況でっていうところからほとんど聞こえてません。
1:13:06	規制庁の照井です。わかりましたご指摘はですね、その廃止措置になるので今回の工認でその設備の背番号の付け替えの1号設備から2号設備に変えるっていうようなことは、
1:13:19	今回は考えてないということで理解してよろしいですかというのがご質問です。
1:13:30	中国電力の田原です。背番号の付け替えですけども、もともと等、
1:13:39	保守管理とかは、2号機側で確認できるっていうところも、
1:13:44	そちらでやっていくっていうところは、保全計画にそういったところで整理をしております、背番号自体は、
1:13:53	炉規制法上はまだ1号機せめて、
1:13:57	記載可能だったというふうな、
1:14:01	認識もございましたので背番号の付け替えまでは、現時点は考えておりませんでした。以上で、
1:14:08	規制庁の照井ですわかりました水に変えろという意味ではなくて、が考えてないかと考えてるかどうかってことを確認したかっただけですので、状況は理解しましてありがとうございます。
1:14:49	中国電力藤係数、ちょっとまた音声も。
1:14:53	聞こえてない状況ですが、何か飛ばされてますでしょうか。
1:14:59	規制庁の方すいませんちょっと
1:15:03	とりあえず、中央制御室機能は一応こちらから確認したことというのは以上なんですけどちょっと時間の時間ですので、ちょっと有毒ガス数についてはまた次回させていただければと思いますがよろしいでしょうか。
1:15:22	うん。中国電力藤木です。了解いたしました。
1:15:27	はい。またよろしく、次でよろしく願います。
1:15:31	規制庁中間ですすいませんよろしく願いますまた事務局を通じて日程調整とさせていただきたいと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:38	それでは最後に指摘事項の確認をさせていただければと思うんですけどもよろしいでしょうか。
1:15:52	特に久慈ケースは今準備しますので少々お待ちください。
1:16:06	中国電力の内村ですそちらにコメントリストの画面届いてますでしょうか。
1:16:12	規制庁仲です。はい。大丈夫です。
1:16:15	はい。それでは説明させていただきます。
1:16:23	中国電力の武内です。コメントリストの方、読み上げさせていただきます。
1:16:28	一つ目になりますが、比較表の 7 ページ。
1:16:31	構内監視カメラのうち、ガスタービン建物屋上に設置するSA要求があるものについては、設計上考慮すべき事項の追記を検討すること。
1:16:41	二つ目、比較表の 12 ページ、構内監視カメラの設計方針について、津波監視カメラとの違いを明確にした上で、適切な記載を検討すること。
1:16:52	三つ目、比較表 10 ページ。
1:16:55	重大事故監視盤及びその他制御盤への誤接触防止について、説明の中時間率かを検討すること。
1:17:03	四つ目、比較表 13 ページ。
1:17:06	本来監視カメラの打ち方上に建物屋上に設置する要求があるものについては、強度及び給電の機能について適切な説明書での説明を検討すること。
1:17:17	続いて五つ目、こちらの確保、次のコメントとさせていただいてますが、比較表の 21 ページ、表 3-3、コーディングの考え方。
1:17:27	が、
1:17:28	のが、について記載の適正化を検討すること。
1:17:32	他の同様の記載のところの統一を図るといったコメントと理解しています。
1:17:38	六つ目、比較表の 6 ページ、中央制御室の共用によって、悪影響を及ぼさない旨の説明について、
1:17:47	2 ポツの基本方針への追記、こちらについて検討すること。
1:17:54	続いて七つ目、こちらは説になりますが、50、51 ページ、重大事故に対処するために、監視することが必要なパラメーター及び、
1:18:04	補機類に関するただし書き。
1:18:06	こちらについてその他制御盤についての、追記を検討すること。
1:18:12	最後、比較表、24 ページ、表 3-4。
1:18:18	外部火災に関する注記について、航空機落下による火災、こちらについても、随契を検討すること。
1:18:27	コメントは以上と認識しております。どうぞ。
1:18:38	規制庁中のコメントははい、大丈夫です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:41	規制庁の照井です。すいません。1点だけ聞き忘れちゃったことがあるんですけど、今その中操機能の説明書、中操版とSA盤と現場盤って書いてあるんですけど。
1:18:53	ほぼ補助盤室、どういう扱いになるのかってちょっと確認書されちゃったんですけど、それは、どれに入る現場盤に入る。
1:19:05	中国電力川口です。扱いとして現場盤と同じ扱いとなります。以上です
1:19:11	規制庁のでそうするとこの中総機能でいう説明書で現場盤って書いてあるところには補助盤室も含まれるということで理解しとけばいいってことですね。わかりました。
1:19:23	9 電力、川口福西の通りでございます
1:19:26	はい、ありがとうございます。
1:19:31	規制庁中間です。それではこちらからは以上になりますけど、中国電力の方から何かありますでしょうか。
1:19:40	中国電力藤木です。中国電力から、特にありません。以上です。
1:19:45	規制庁仲間ですそれでは中央制御作業に関するヒアリング、終了させていただきます。ありがとうございました。
1:19:55	ありがとうございました。ございました。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。